

公

示

九州運輸局長
令和7年5月1日

道路運送法施行規則第55条の規定により、下記事案を公示する。

なお、道路運送法施行規則第56条に該当する利害関係人であって、意見の聴取の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を令和7年5月13日までに、九州運輸局又は管轄運輸支局に提出されたい。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は名称
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

記

公示番号 旅二公示第3号

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の設定(変更)認可申請

	申 請 者	申 請 概 要	営 業 区 域	備 考
7-6 7-7 7-8 7-9 7-10 7-11 7-12	近藤 興平 有田 信二 萩野 宏之 丸山 美智子 鳥飼 剛 中村 功治 立花 勇司	○迎車回送料金の設定 迎車のための回送について適用する。 1回ごとに300円	福岡交通圏	【管轄運輸支局】 福岡運輸支局
7-13	鈴木 裕介	○迎車回送料金の設定 迎車のための回送について適用する。 1回ごとに300円 ○遠距離割引の廃止 大 型 車： 9,000円を超える部分につき1割引 普 通 車： 9,000円を超える部分につき1割引	福岡交通圏	【管轄運輸支局】 福岡運輸支局
7-14	安全タクシー鳥栖株式会社	○迎車回送料金の変更 迎車のための回送について適用する。 1回ごとに300円	鳥栖市	【管轄運輸支局】 佐賀運輸支局

公

示

九州運輸局長
令和7年5月1日

道路運送法施行規則第55条の規定により、下記事案を公示する。

なお、道路運送法施行規則第56条に該当する利害関係人であって、意見の聴取の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を令和7年5月13日までに、九州運輸局又は管轄運輸支局に提出されたい。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は名称
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

記

公示番号 旅二公示第3号

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の設定(変更)認可申請

	申 請 者	申 請 概 要	営 業 区 域	備 考
7-15	有限会社有田タクシー	○迎車回送料金の変更 迎車のための回送について適用する。 1回ごとに300円	西松浦郡	【管轄運輸支局】 佐賀運輸支局
7-16	志賀 正豪	○迎車回送料金の変更 迎車のための回送について適用する。 1回ごとに300円	大分市	【管轄運輸支局】 大分運輸支局
7-17	津江タクシー有限公司	○迎車回送料金の変更 迎車のための回送について適用する。 1回ごとに300円 ○遠距離割引の廃止 特定大型車：10,000円を超える部分につき1割引 大型車：10,000円を超える部分につき1割引 普通車：7,000円を超える部分につき1割引	日田市	【管轄運輸支局】 大分運輸支局

公

示

九州運輸局長
令和7年5月1日

道路運送法施行規則第55条の規定により、下記事案を公示する。

なお、道路運送法施行規則第56条に該当する利害関係人であって、意見の聴取の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を令和7年5月13日までに、九州運輸局又は管轄運輸支局に提出されたい。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は名称
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

記

公示番号 旅二公示第3号

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の設定(変更)認可申請

	申 請 者	申 請 概 要	営 業 区 域	備 考
7-18	熊本タクシー株式会社	○施設及びエリアに係る定額運賃の設定 ・熊本空港 ～ 下通・サンロード新市街エリア 特定大型車：8,400円 大型車：8,200円 普通車：5,400円	熊本交通圏	【管轄運輸支局】 熊本運輸支局
7-19 7-20	有限会社熊本東峯 旭タクシー株式会社	○施設及びエリアに係る定額運賃の設定 ・熊本空港 ～ 下通・サンロード新市街エリア 普通車：5,400円	熊本交通圏	【管轄運輸支局】 熊本運輸支局